

平成24年度

行政監査結果フォローアップ報告

「平成23年度行政監査 - 業務委託契約事務について」

越前市監査委員

## 行政監査結果フォローアップ報告

### 1 フォローアップの目的

平成 23 年度に「業務委託契約事務について」の行政監査を実施した。

この監査は、業務委託にかかる事務が適正かつ経済的、効率的、効果的に実施されているかについて、横断的に監査を実施し、今後もその重要性がさらに増大する業務委託契約事務の適正な執行に資することを目的に行った。行政監査結果報告において、業務委託契約全体の総合的な課題に対する具体的方策の提案を行ったので、措置状況等を確認し、徹底した事後検証を行うとともに、類似事例の再発防止の取組みについて啓発するなど、行政監査結果のフォローアップを行うことにより、監査の実効性を高める。

### 2 調査期間

平成 25 年 1 月 11 日(金) ~ 平成 25 年 2 月 15 日(金)

### 3 フォローアップの検証

行政監査結果報告における業務委託契約全体の総合的な課題に対する具体的方策の提案について、平成 24 年度執行の対応状況調査調書に基づき確認するとともに検証を行った。

#### (1) 随意契約(特に一者随意契約)の徹底した見直し

安易に随意契約とすることを避けるための手段や方法等について全庁的に検討するとともに、随意契約(特に、一者随意契約)を行う場合の統一的な基準を策定し、その契約実施についてチェック体制を充実されたい。

#### (実施状況)

平成 24 年 1 月に随意契約等ガイドラインを作成し、適切な運用に努めている。

随意契約の件数については、行政監査時の調査において、随意契約は 625 件(84.7%)で、そのうち一者随意契約は 510 件(69.1%)であったが、今回の調査では、随意契約は 456 件(76.3%)で、そのうち一者随意契約は 267 件(44.6%)となり、随意契約件数が減少している。

随意契約を行う理由については、行政監査時の調査において、随意契約をする場合の適用条項の未記載、適切でないもの、不明確などが多くみられたが、今回の調査では、随意契約理由書や随意契約確認書は添付されている。

契約の方法については、随意契約から指名競争入札に変更したものが 16 件、一者随意契約から随意契約に変更したものが 16 件、一者随意契約から指名競争入札に変更したものが 3 件、一者随意契約から一般競争入札やプロポーザル等に変更したものが 11 件あり、競争性の導入に努めている。

今後とも透明性の確保と公正な競争性原理に留意し執行されたい。

契約方法

(単位：件)

部	一般競争 入札	指名競争 入札	随意契約	一者随意 契約	その他	プロポーザル	計
企画部	2	10	10	24	2	0	48
総務部	1	7	9	34	0	0	51
市民生活部	0	1	4	12	3	0	20
福祉保健部	0	0	51	73	0	1	125
産業環境部	0	5	14	41	0	1	61
建設部	0	18	15	18	0	1	52
水道部	1	22	3	13	5	0	44
今立総合支所	0	0	5	0	0	0	5
会計課	0	0	0	1	0	0	1
議会事務局	0	2	0	2	0	0	4
教育委員会	8	41	78	49	11	0	187
計	12	106	189	267	21	3	598

(2) 長期に継続する契約の見直し

委託料の額が高額で、各行政分野において主要な業務になっており、しかも相当長期に同一業者と委託が継続しているものは、適切な年限を定めて、第三者(他の専門業者等を含む)の判断・評価に耐えうる見直しを行い、「委託調書」等を作成し、ホームページで公表する、また、ある一定の年限を定めて必ず競争入札を行うことをルール化するなど、見直しのシステムづくりを検討されたい。

(実施状況)

行政監査時の長期継続契約は40件であったが、平成24年度の長期継続契約の件数は84件あり、うち単年度契約から長期継続契約に見直し変更した件数は28件(33.3%)と増加している。

長期継続契約制度導入の趣旨は、契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼす役務の提供がその対象となるものであり、毎年競争させるよりも業務の性格から良質なサービスを安定的に確保するため継続的な長期の契約とするものである。

また、長期継続契約は、受託者との契約が複数年にわたるため、安心した業務遂行と品質の確保、契約事務の軽減や経費節減の効果も期待できること、また限度額が撤廃されたこと等から、さらなる積極的な活用、並びに競争入札による方法により業者決定を実施する必要がある。

長期継続契約

(単位: 件)

部	該当	内 訳		
		単年度から長期に変更	新たに長期	従来から長期
企 画 部	18	9	0	9
総 務 部	12	2	3	7
市 民 生 活 部	1	0	1	0
福 祉 保 健 部	4	3	0	1
産 業 環 境 部	5	2	0	3
建 設 部	0	0	0	0
水 道 部	7	0	0	7
今立総合支所	1	0	0	1
会 計 課	0	0	0	0
議 会 事 務 局	1	0	1	0
教 育 委 員 会	35	12	11	12
計	84	28	16	40

(3) 契約規則の見直し

随意契約（金額の範囲、予定価格、見積書、契約書）等について、より厳格な運用を行うため、見直しをされたい。

(実施状況)

行政監査後、市随意契約等ガイドラインが策定され、その後、平成 24 年度において市契約規則の改正及び委託契約検査規程の制定が行われた。

今後は、市契約規則等を遵守し、公平性及び競争性を確保しながら効率的な業務遂行に努められたい。

(4) 履行確認及び効果検証の強化

形式的な検査を防ぐため、検収調書を補完する意味で、統一的なチェック表の作成や契約書・仕様書に基づく検証の記録整備を検討されたい。

また、外部委託の効果検証を徹底する上で、評価調書等を作成し、事業評価や事業仕分け等に活用し、委託内容や委託料の見直しなど委託業務に反映されたい。

(実施状況)

履行確認は、今回の調査においても着実に実施されており、確認作業の中では、報告書による確認が 451 件（64.9%）で、行政監査時の 259 件（48.6%）より大幅に増えている。

また、市随意契約等ガイドライン及び市契約規則の改正に合わせて委託契約検査規程が整備され、統一的なチェック機能の強化が図られたことから、今後は、監理・監督・検査体制を整え、適切に業務遂行がされるよう努められたい。

#### 4 フォローアップの結果

平成23年11月の「業務委託契約事務について」の行政監査結果報告書に対して、24年1月には、市契約規則における随意契約、再委託及び長期継続契約に関する解釈・その他必要な事項を示した越前市随意契約等ガイドラインを作成し、また、契約規則の改正を行うなど透明性の確保と公正な競争原理の推進に向けた入札・契約制度の改善策が図られた。これらの改正に基づき執行された24年度の契約事務の対応状況は、概ね適正に執行されていたが、一部に改善、又は検討を要する事項が見受けられたので、意見・要望として後述する。

随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に該当する場合に限って実施できる契約方法であり、今回の調査においては減少しているが、競争入札に適さず、契約の相手方が特定される等の理由で、まだ多数の契約が行われていた。随意契約は、手続きが簡略で、しかも委託の内容に照らし相応しい相手方を選定できるという点はメリットと言えるかも知れないが、業者が固定化し情実に左右される恐れもあり、予算の効率性、公平性、透明性においてはデメリットとも言える。随意契約は、例外的に認められた契約であり、できる限り複数の者から見積書を徴し、他者が算入できるよう契約方法を見直し、競争性が働く契約に努められたい。

また、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約(越前市シルバー人材センター・福祉工場等との政策的随意契約)については、1者からの見積もりで処理することができる。しかし、上記施設等から物品等(役務の提供を含む)を調達する50万円以上の契約の場合は、市契約規則第20条の2第7項により、契約締結の事前、事後に公告を行うことと規定されている。24年度の定期監査における文書指摘事項11件のうち、この事後公告を怠っていた指摘が5件あったので、市契約規則の遵守を徹底されたい。

なお、財務課においては、23年度における随意契約の調査額を基準として、今後2年間で4千万円の随意契約額の縮減を目指すとしており、監査委員としても期待するところである。

長期継続契約については、今回の調査では、行政監査時の40件から24年度は84件と大幅に増加しており、今後とも市長期継続契約ガイドラインに沿って積極的に活用されたい。

再委託については、再委託承諾申請書・承諾書等の未提出が、20件の再委託契約において17件見受けられた。再委託に関しては、責任の所在が不明確になり、適正な契約の履行が確保されない恐れがあるので、市再委託ガイドラインの遵守を徹底されたい。

契約規則の見直しについては、少額随意契約時の財務課集中発注や随意契約時の予定価格調書・理由書の作成添付等についての改正が行われ、50万円以上の委託契約の履行に係る検査については規程を定めるなど、内部チェック体制が整った。今後は、これらの改正が適正に機能するために、職員の意識(モラル)の向上に努められたい。

さらに、毎年開催される財務会計事務説明会や、新規採用職員を対象とした研修会等は実施されているが、契約の実務に沿った研修会等は開催されていない状況であるので、契約事務担当者を対象とした研修会等を定期的に開催されるよう検討されたい。

市は、その事務・事業を執行するために多くの契約を締結し、契約に当たっては、市民の負託に応え、行政の任務遂行に支障を生ずることのないよう円滑に進める必要があり、予算の執行を適正かつ効率的に行うことはもとより、公正性が強く求められている。そして、これらの契約事務は、行政需要の多様化や市民サービスの様態の変化から履行内容も複雑高度化し、今後も契約事務の増加が予想され、地方自治法等の法令及び市の条例規則等に基づいて円滑かつ公正に行われなければならない。こうしたなか、行政監査結果を受けての市随意契約等ガイドラインの作成は、実務レベルでの解釈や必要事項が示されており評価するものである。今後とも、実情に即した改正を順次行い、ガイドラインの充実を図りたい。

そして、監査委員としても、行政監査の結果で指摘した事項が、指摘の趣旨に沿って是正・改善されたかを定期監査時において確認するなどフォローアップ監査を実施し、改善・改革に努めることが重要と考えている。